# 川崎市食育推進会議及び川崎市市民健康づくり運動推進懇談会に関する委員公募及び公募委員選考委員会設置要領

（趣旨）

第１条　この要領は、川崎市食育推進会議及び川崎市市民健康づくり運動推進懇談会（以下「会議等」という。）の委員の公募の実施にあたり、当該委員の公募方法について必要な事項を定め、さらに公募による委員の選考を行うため、健康福祉局に、川崎市食育推進会議及び川崎市市民健康づくり運動推進懇談会公募委員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（申込資格）

第２条　会議等の公募委員として申し込むことができる者の資格は、次のとおりとする。

（１）原則として年齢１８歳以上の者

（２）原則として本市に引き続き１年以上居住している者

（３）本市の附属機関等の委員となっていない者

（４）市職員でない者。ただし、市退職職員については、申し込むことができる。

（公募人数）

第３条　公募人数は、川崎市食育推進会議においては２名、川崎市市民健康づくり運動推進懇談会においては１名とする。

（公募委員申込方法）

第４条　申込者は、次の各号に掲げる事項を記載した申込書に小論文（８００字程度のもの）を添付して提出するものとする。

（１）申し込もうとする会議等の名称

（２）住所、氏名、電話番号、性別及び生年月日

（３）現在の職業

（４）市民となった日

（５）職歴（主なもの）

（６）活動経験（健康づくり、福祉等のボランティア活動等の主な活動経験）

（７）申し込んだ理由（簡潔に記載したもの）

２　申込書及び小論文の様式は、自由とする。

３　提出方法は持参、郵送又は電子メール等によるものとする。

４　申込書及び小論文は、返却しないものとする。

（選考方法等）

第５条　委員会を設置し、書類選考等により選考を行うものとする。

２　選考の結果については、当該申込者に通知するものとする。

（再公募等）
第６条　公募を行った場合において、次に掲げるときであっても、再公募しないものとする。
（１）申込期限までに申し込みがなかったとき。
（２）申込者の全員が申込資格を満たさなかったとき。
（３）選考の結果、該当者がなかったとき。

（委員会組織）
第７条　委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。
（１）健康福祉局長
（２）健康福祉局医務監
（３）健康福祉局総務部長
（４）健康福祉局保健医療政策部担当部長［保健政策・保健所長］
（５）健康福祉局保健医療政策部健康増進課長

（委員長）
第８条　委員のうち１人を委員長とし、健康福祉局長をもって充てる。
２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

（会議）
第９条　委員会は、委員長が招集する。
２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
４　委員長は、特別又は緊急の必要があると認めるときは、前各項の規定にかかわらず、会議の開催を持ち回り等の方法に代えることができる。

（庶務）
第１０条　委員会の庶務は、健康福祉局保健医療政策部健康増進課において処理する。

（委任）
第１１条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が定める。

附　則
（施行期日）
１　この要領は、平成２９年３月１日から施行する。

（要領の廃止）

２　この要領の施行に伴い、川崎市食育推進会議委員公募要領、川崎市市民健康づくり運動推進懇談会委員公募要領、川崎市食育推進会議公募委員選考委員会要領、川崎市市民健康づくり運動推進懇談会公募委員選考委員会要領は廃止する。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年１月７日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。